

# 一宮町農業経営基盤の強化の促進に 関する基本的な構想

令和 5 年 9 月

一 宮 町

# 目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	農業経営基盤強化の基本的な推進方向	1
2	効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標と育成方向	2
3	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	5
4	優良農地の確保と土地基盤整備の基本的な方向	6
5	農業生産の現状と今後の誘導方向	7
6	効率的かつ安定的な農業経営体・兼業農家・高齢農家等の役割分担の誘導方向	7
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	9
	水稻専作	10
	施設野菜専作（トマト）	11
	施設野菜専作（トマト+メロン）	12
	施設野菜（トマト+キュウリ）+水稻	13
	果樹専作（梨）	14
	施設花き専作（鉢物）	15
	観光農業（イチゴ）	16
	酪農専業	17
第 2 の 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	19
	水稻専作	20
	施設野菜専作（トマト）	21
	施設野菜専作（トマト+メロン）	22
	施設野菜（トマト+キュウリ）+水稻	23
	果樹専作（梨）	24
	施設花き専作（鉢物）	25
	観光農業（イチゴ）	26

	酪農専業	27
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	28
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	28
2	市町村が主体的に行う取組	28
3	関係機関の連携・役割分担の考え方	29
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	29
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	31
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	31
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	32
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	33
1	第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	34
2	利用権設定等促進事業に関する事項	34
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	42
4	農業協同組合が行う委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	46
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	46
6	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	47
7	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	48
第6	その他	49

# 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

## 1 農業経営基盤強化の基本的な推進方向

一宮町は水稻と果樹、施設野菜、酪農、花きを中心とした農業経営が、町の基幹産業となっており、今後ともその基本は変わらないと思われる。

しかし、現在農業をとりまく諸情勢は、農産物需要の不均衡・農産物の輸入自由化問題を始め、農業後継者不足等の諸問題に直面しており極めて厳しい状況にあるが、基幹産業である農業の現状を踏まえ、かつ今後の本町の将来展望を考えると、温暖な気候と首都東京に60kmという恵まれた条件と施設園芸の産地を生かし、需要の動向に見合った生鮮食料基地として生産性の高い効率的な農業を展開していかなければならない。

一方、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

このため、野菜においては品質の向上、ブランド化の推進、新技術の導入等による生産性の向上、作業体系の見直しによる生産体系の強化、また、米においては水田の高度利用を図るための条件整備が重要であり、自立経営農家や生産組織の育成を図る必要がある。

そこで本町は、このような情勢の中で地域農業を維持発展させるため、豊かな潤いのある逞しい農業の確立をめざして「第2期 一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。

この基本構想については、一宮町総合戦略と整合を図りながら、農業振興地域の整備に関する法律等その他農業関連法との調整を図りつつ「千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」が示している千葉県農業が直面する課題の解決に向け、厳しい状況にある経営環境の改善を図るため、力強く、未来へつなぐ次の5項目を展開する。

- (1) 次世代を担う人材の育成と確保
  - ・ 農業経営体の法人化
  - ・ 地域計画の策定
  - ・ 青年等の就農促進および就農後の定着支援
- (2) 農業の成長力の強化
  - ・ スマート農業の導入
- (3) 市場動向を捉えた販売力の強化
  - ・ 地産地消やグリーン・ブルーツーリズムの推進や商品開発

- (4) 地域の特色を生かした農村の活性化
  - ・ 多面的機能を維持・発揮するための地域住民等の活動支援
  - ・ 6次産業化等に取り組む農業者支援
- (5) 災害等への危機管理強化
  - ・ ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策

## 2 効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標と育成方向

### (1) 農業構造の動向と今後の見通し

一宮町は、千葉県東南部九十九里浜の最南端に位置しており、首都東京から60kmにあり周囲25.9km、面積23.02k㎡で、地形は中央を南北に走るJR外房線を境に東は平坦地が続き水田、畑作帯を形成し、西は一部に丘陵が起伏し山間台地の谷津田や果樹地帯を形成している。このような恵まれた条件の中で本町の農業は着実に発展してきた。

一宮町の基幹産業は将来とも農業が位置づけられていくものと想定されるが、近年農業をめぐる情勢は厳しい状況下にある。特に、経済の高度成長と共に農業所得と他産業所得の格差が生じ、青壮農業労働力が他産業へ流出して農業の兼業化が急速化している。また、米の生産調整や農産物価格の低下から生産意欲が減退し、農業に対する魅力が薄れつつあるため、農業の担い手不足が深刻化している。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積地の遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を推進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるにあたっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確にしつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合農作業受託部会と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図り特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

## (2) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標

農業構造の動向に的確に対応し、本町農業の永続的維持・発展を図るためには、職業として「魅力ある農業の確立」を図ることが必要である。

このため、次の「三点の確立」を効率的かつ安定的な農業経営体の基本的な育成目標とする。

ア 個人の自発的な意志に基づいて就業できる農業の確立

イ 労働に見合った報酬が得られる職業としての農業の確立

ウ 労働の環境が快適に整備されている職業としての農業の確立

具体的な育成目標としては、主たる従事者1人当たり

◎年間農業所得・・・520万円以上

◎年間労働時間・・・1800～2000時間以下

とし、さらに定期休暇・臨時休暇を取得できる経営を育成目標とする。

## (3) 効率的かつ安定的な農業経営体の基本的な育成方向

### ア 個別経営体の育成方向

家族労働力を中心に、機械・施設の導入による省力化を推進し、また、野菜果樹選果施設（グリーンウェーブ長生）を利用する事による作業体系の見直しを図り、必要に応じて雇用労働を入れ、主たる従事者1人当たりの所得で520万円以上の年間農業所得を得ることのできる経営体の育成を目指す。

このため、財務管理の強化と雇用労賃はもとより家族労働に対する報酬、就業時間、労働条件の明確化など、家計と経営を分離した農業経営活動の展開を図るため、経営の法人化（一戸一法人）を推進するとともに、併せて、法人化への前段階として家族経営協定の締結を推進する。

### イ 企業経営体の育成方向

家族経営における土地規模の零細性や資本力の弱小性を克服するため、土地・資

本・労働力の統合による法人化を推進し、農業経営の継続的維持・発展とその体質強化を図る。

#### ウ 認定農業者育成の基本方向

一宮町は、地域農業の発展を目指すため、一宮町農業経営改善支援センターにおいて農業事務所と協力しつつ、意欲的な農業者に対し農業経営改善計画の作成を誘導し、積極的に認定農業者の確保を図る。

認定農業者の作成した農業経営改善計画に示した目標がスムーズに達成出来るよう関係機関、団体が一体となって農地の利用集積や経営改善の為の各種支援施策を重点的に実施するよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間が満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

### (4) 効率的かつ安定的な農業経営体の育成に関する支援の方向

#### ア 地域計画の作成に係る支援

農地の集約化に重点をおいて、生産の効率化等に向けた利用関係（農作業受委託を含む）の再構築を目指す具体的な農地の効率的・総合的な利用の姿を示した「目標地図」を含む「地域計画」の作成を支援する。

#### イ 資金の融資に係る支援

借入金利の低い農業制度金融（日本政策金融公庫資金、農業近代化資金）の活用の普及推進を積極的に図り、町、農業協同組合、農業事務所等との連携を密にし、融資実行の迅速化を図る。

#### ウ 補助労働力の確保に係る支援

農業経営体を労働力の面から支援し、経営の安定と農業者のゆとりを創出するため、地域における労働力の斡旋や作業受託のあっせん等の体制整備を進める。

また、畜産部門においては、定期休暇などの取得が困難な状況にあるため、ヘルパー制度の充実強化を図る。

#### エ 農業経営体間の連携に係る支援

町、農協、農業事務所等の相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制を編成し集落間における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための積極的な促進をする。

さらに、望ましい経営を目指す農業者や、それらの営農組織及びこれらの周辺農家

に対する上記の農業指導者が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図れるように支援する。

#### オ 農業経営体の資質の向上に係る支援

農業経営体の経営の合理化並びに生産性の向上を図るため、経営体の必要に応じ関係機関の協力のもと研修会の開催や活動の助長を展開支援する。

##### [項目]

- (1) 生産性の強化
  - ① 新生産方式の導入・開発
  - ② 新商品等の開発
- (2) 販売の強化
  - ① 流通・販売力の強化
  - ② 高付加価値化
  - ③ 販売ネットワークシステムの強化
- (3) 財務管理の徹底
  - ① 記帳管理能力の向上
  - ② 財務管理能力の向上
- (4) 人材育成
  - ① 雇用管理能力の向上
  - ② 人材育成能力の向上
  - ③ マネージメント能力の向上

### 3 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

#### (1) 新規就農の現状

一宮町の令和4年度の新規就農者は、1名であり、過去10年間、微増の状況となっている。高齢の農業者がリタイアしていく中、町の基幹産業である農業の維持・発展を図っていくためには、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

#### (2) 新たに農業を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、一宮町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

#### ア 確保すべき人数の目標

国が掲げる新規就農者の確保・定着目標や、千葉県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年の育成・確保目標年間450人を踏まえ、一宮町においては年間6人の当該青年等の確保を目標とする。また、雇用就農の受け皿となる法人を5年間で1法人増加させる。



イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する目標数値  
一宮町の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1800～2000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人あたりの年間農業所得270万円程度）を目標とする。

### （3）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた一宮町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については、普及指導員、農業協同組合、長生農業独立支援センター等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へ誘導していく。

### （4）地域ごとに推進する取組

#### ア 平野部

平野部では、従来から土地利用型農業、施設園芸の盛んな地域であり、圃場整備も進んでいることから、これまで、新規参入者の多くは平野部で就農している。このため、平野部において新規参入者の受入を重点的に進め、農業協同組合、普及指導員等と連携し、技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるように支援するとともに、親元就農者等の地域の青年農業者との交流を促し、地域への定着を図る。

#### イ 山間部

山間部では、梨を主体とする果樹園芸が盛んであったが、担い手の高齢化により離農が進んでいる状況である。このため、普及指導員、農業協同組合等と連携し、新規就農者への技術継承を支援するとともに、農業委員会、農地中間管理機構をとおして離農者の樹園地を集約し、新規就農者が利用できる環境を整え、将来的にも梨の産地を維持できるよう、関係機関が一体となって支援を行う。

## 4 優良農地の確保と土地基盤整備の基本的な方向

### （1）優良農地を確保するための基本的な方向

優良農地の保全・確保は、町農業の維持・発展を図るために必要不可欠である。このため優良農地を集団的に保全するとともに、地域の実情に応じた農業経営体が意欲を持って農業に取り組めるよう、無秩序な土地利用を防止するとともに、地域の実情に応じた農業上保全すべき農用地を一宮町農業振興地域整備計画に基づいた

農用地区の設定を明確にし、優良農地の確保を図る。

## (2) 土地基盤整備の基本的な方向

土地基盤整備については、昭和39年から県営又は団体営等により土地改良事業が実施され、町内の農地の95%にあたる555.75haのほ場整備が完了している。残る未整備地区についても、早期の事業実施に向けて、関係機関と連携をとりながら年次計画に基づく事業化を進める。

特に、これからの大規模農業に対応できる区画の大型化を念頭に集落の地形的状況や農業経営体の育成方向に合ったきめ細やかな生産基盤の整備、農道の整備、ため池等整備及び湛水防除事業などを行っていく。

## 5 農業生産の現状と今後の誘導方向

本町の農産物は、京浜、京葉地域の大消費地に近いことから、首都圏を中心として出荷されている。今後は、さらに系統共販率を高め、県、JA全農ちば、町、農協等が一体となって需要動向に即した、計画生産出荷の推進、価格安定対策のためブランド化を推進し、地域の産品イメージの向上と知名度を高めるとともに、ブランド産品の育成を図る。

## 6 効率的かつ安定的な農業経営体、兼業農家、高齢農家等の役割分担の誘導方向

今後、ますます厳しい状況になると見込まれる農業において次代を担う農業経営体にとって、優良地の集積や経営規模拡大に伴う労働力の確保が効率的かつ安定的な農業を続けていくためにも必要であると予想される。このため、販売の過当競争を退く形となる兼業農家や高齢農家が安心して農地や労働力の提供、さらには経営活動への参加ができるような役割を頂かなければならない。これに伴い農家が安心して農地や労働力を提供出来るような体制を図り、経営活動にも参加出来るような仕組みや役割分担を推進し、共にメリットのある体制作りを支援する。

一宮町における農業経営の規模、生産方式、  
経営管理の方法、農業従事の態様等に関する  
営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経  
営の指標

( 営 農 類 型 )

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態  
 様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の  
 指標

- 現に一宮町で展開されている経営事例を踏まえて、第1で示した目標の達成を可能する効率的な農業経営の指標として、一宮町における主要な営農類型を例示すると以下のとおり。

組織形態	営農類型
個別経営体	水稲専作 施設野菜専作（トマト） 施設野菜専作（トマト+メロン） 施設野菜（トマト+キュウリ）+水稲 果樹専作（梨） 施設花き専作（鉢物） 観光農業（イチゴ） 酪農専業

〔個別経営体〕

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
水稲専作	水田 21ha うち自作地 4ha 借入地 17ha  労働力 家族2名 (主たる従業者1名)  雇用2名	所得 541万円  労働時間 3,475時間	〔資本整備〕 トラクター 45ps. 60ps 各1台 側条施肥田植機 6条 1台 コンバイン 6条 1台 畦塗機、代かきハロー 乾燥調整施設 トラック 1台 軽トラック 2台 フォークリフト 播種機、育苗機 パイプハウス 作業舎、格納庫  〔技術内容〕 ・移植栽培 ・省力技術、スマート農業機械類導入 ・収穫期間1ヶ月間の計画的な作付け	・長期間安定借地 ・圃場の集約化 ・省力技術の導入 ・圃場管理システム等のスマート農業の実践 ・パソコンなどの活用による経営・労務管理 ・家族経営協定の締結	・計画的な休息、休日 ・各種保険加入 ・雇用導入

【算定根拠】

$$\begin{array}{rcl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} \\ \hline 2,166 \text{万円} & & 1,625 \text{万円} \\ \hline & = & \text{農業所得} \\ & & \hline & & 541 \text{万円} \end{array}$$

- |   |                     |   |              |
|---|---------------------|---|--------------|
| 1 | 品種及び規模（主食用米＋飼料用米生産） | 5 | 単位規模当たりの労働時間 |
|   | ふさおとめ 5.0ha         |   | 13.9時間       |
|   | ふさこがね 7.5ha         |   |              |
|   | コシヒカリ、粒すけ 7.5ha     | 6 | 一時間当たり雇用労賃   |
|   | 飼料用米 1.0ha          |   | 1,100円       |
| 2 | 生産量                 | 7 | 借入地面積        |
|   | 主食用米：540kg/10a      |   | 17ha         |
|   | 飼料用米：630kg/10a      |   |              |
| 3 | 単価                  | 8 | 10a当たり地代     |
|   | 主食用米：200円/kg        |   | 10,800円      |
|   | 飼料用米：10円/kg         |   |              |
| 4 | 所得率                 | 9 | 想定地域         |
|   | 25.0%               |   | 一宮町全域        |

〔個別経営体〕

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
施設野菜 専作 (トマト)	ハウス 3,300㎡  労働力 家族3人 (主たる従 業者1名)	所得 520万円  労働時間 5,682時間	〔資本整備〕 ・ハウス ・暖房設備 ・循環扇設備 ・養液栽培システム ・防除機 ・防虫ネット ・パソコン ・育苗ハウス 〔技術内容〕 ・虫媒授粉による交配 ・環境に応じた培養液のコントロール ・パソコンによる複合環境制御と省力化	・生産履歴の記帳及びGAPへの取組 ・パソコン活用による経営管理 ・共同選果施設の利用 ・機械専果による省力化 ・家族経営協定の締結	・作業強度の軽減 ・雇用条件及び福利厚生 ・各種保険の加入 ・雇用パートの導入 ・休日の確保

【算定根拠】

$$\begin{array}{rcl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} \\ \hline 1,795\text{万円} & & 1,275\text{万円} \\ & = & \text{農業所得} \\ & & \hline & & 520\text{万円} \end{array}$$

1	品目(作型)及び規模	5	単位面積当たりの労働時間
	半促成トマト 3,300㎡		1,299時間/10a
	抑制トマト 3,300㎡		595時間/10a
2	生産量	6	一時間当たりの雇用労賃
	半促成トマト 44,550kg(≒13,500kg/10a)		なし
	抑制トマト 24,750kg(≒7,500kg/10a)		
3	単価	7	借入地面積
	半促成トマト 250円/kg		0a
	抑制トマト 275円/kg	8	10a当たり地代
4	所得率		—
	半促成トマト 28%		
	抑制トマト 30%		

〔個別経営体〕

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
施設野菜 (トマト+メロン)	ハウス 4,000 m <sup>2</sup>  労働力 家族3名 雇用1名 (主たる従業者1名)	所得 541万円  労働時間 6,260時間  家族労働 6,000時間	〔資本整備〕 ・ガラス温室 ・複合環境制御装置 ・加温装置 ・アタッチメント ・土壌消毒機 ・防虫ネット ・パソコン  〔技術内容〕 ・虫媒授粉による交配 ・育苗センターの利用 ・土壌分析による合理的な施肥 ・パソコンによる複合環境制御と省力化	・共同選果施設の利用 ・販売方法の検討 ・生産と販売の分離 ・パソコン活用による経営管理 ・機械専果による省力化 ・作付規模拡大 ・家族経営協定の締結	・作業強度の軽減 ・雇用条件及び福利厚生 ・各種保険の加入 ・雇用パートの導入 ・休日の確保

【算定根拠】

$$\begin{array}{rcl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} & = & \text{農業所得} \\ \underline{1,851\text{万円}} & & \underline{1,310\text{万円}} & & \underline{541\text{万円}} \end{array}$$

- |                                 |  |                    |
|---------------------------------|--|--------------------|
| 1 品目(作型)                        |  | 6 単位規模当たりの労働時間     |
| トマト(越冬)                         |  | トマト(越冬) 880時間/10a  |
| メロン(半促成)                        |  | メロン(半促成) 685時間/10a |
| 2 規模                            |  | 7 一時間当たりの雇用労賃      |
| トマト(越冬) 4,000 m <sup>2</sup>    |  | 1,100円             |
| メロン(半促成) 4,000 m <sup>2</sup>   |  |                    |
| 3 生産量                           |  |                    |
| トマト(越冬) 30,400kg (7,600kg/10a)  |  |                    |
| メロン(半促成) 11,600kg (2,900kg/10a) |  |                    |
| 4 単価                            |  |                    |
| トマト(越冬) 380円/kg                 |  |                    |
| メロン(半促成) 600円/kg                |  |                    |
| 5 所得率                           |  |                    |
| トマト(越冬) 30%                     |  |                    |
| メロン(半促成) 28%                    |  |                    |

〔個別経営体〕

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
施設野菜 (トマト +キュウ リ)+水 稲	ハウス 3,500㎡ 水稲 2ha 労働力 家族2.5名 (主たる従 業者1名) 雇用1名	所得 525万円 労働時間 6,195時間 家族労働 5,000時間	〔資本整備〕 ・硬質プラスチック ハウス ・複合環境制御装置 ・加温装置 ・トラクター ・田植え機 ・パソコン ・アタッチメント ・土壤消毒機 ・防虫ネット 〔技術内容〕 ・虫媒授粉による交配 ・育苗センターの利用 ・土壤分析による合 理的な施肥 ・パソコンによる複合 環境制御と省力化 ・ライスセンター利用	・共同選果施設の利 用 ・販売方法の検討 ・生産と販売の分離 ・パソコン活用によ る経営管理 ・機械専果による省 力化 ・作付規模拡大 ・家族経営協定の締 結 ・刈取り等を委託	・作業強度の軽減 ・雇用条件及び福 利厚生 ・各種保険の加入 ・雇用パートの導 入 ・休日の確保

【算定根拠】

$$\text{農業粗収益} \quad - \quad \text{農業経営費} \quad = \quad \text{農業所得}$$

$$\underline{1,708 \text{万円}} \quad \quad \underline{1,183 \text{万円}} \quad \quad \underline{525 \text{万円}}$$

1 品目(作型)	6 単位規模当たりの労働時間
トマト(半促成)	トマト(半促成) 1000時間/10a
キュウリ(抑制)	キュウリ(抑制) 685時間/10a
水稲	水稲 32時間/10a
2 規模	7 一時間当たりの雇用労賃
トマト(半促成) 3,500㎡	1,100円
キュウリ(抑制) 3,000㎡	
水稲 2ha	
3 生産量	
トマト(半促成) 42,000kg (12,000kg/10a)	
キュウリ(抑制) 13,500kg (4,500kg/10a)	
水稲 10,660kg (533kg/10a)	
4 単価	
トマト(半促成) 250円/kg	
キュウリ(抑制) 330円/kg	
水稲 200円/kg	
5 所得率	
トマト(半促成) 28%	
キュウリ(抑制) 40%	
水稲 25%	



〔個別経営体〕

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
果樹専作 (梨)	露地 110a うち自作地 110a  労働力 家族 2 名 (主たる従業者 1 名)	所得 522 万円  労働時間 2,994 時間	〔資本整備〕 トラクター (7タッチメント) ロータリー 肥料散布機 スピートスプレーヤー 乗用草刈機  なし棚 多目的防災網 収穫台車 トラック (軽、普通 1t) 倉庫、開葯器 葯採取機 花粉精選機  〔技術内容〕 ・花芽摘除、摘蕾、 摘花、人工授粉、 早期摘果 ・適正な新梢管理 ・土壌改良と地力向上 ・省力的樹形 ・「幸水」計画的改 植と早期成園化	生産管理 ・計画的な改植 ・苗木の適正管理 ・品種構成の改善 ・適期適正管理 ・家族経営協定の 締結	

【算定根拠】

$$\begin{array}{rcl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} \\ \underline{1,161 \text{万円}} & & \underline{639 \text{万円}} \end{array} = \text{農業所得} \quad \underline{522 \text{万円}}$$

- |   |                                  |   |                  |
|---|----------------------------------|---|------------------|
| 1 | 品種構成及び規模 (成園 110a)               | 4 | 所得率              |
|   | 幸水 50a 豊水 30a                    |   | 45%              |
|   | あきづき 25a 新高 5a                   |   |                  |
| 2 | 生産量                              | 5 | 単位面積当たりの労働時間     |
|   | 幸水 1,800kg/10a 豊水 2,300kg/10a    |   | 246時間/10a        |
|   | あきづき 2,300 kg/10a 新高 4,000kg/10a |   | (うち家族 246時間/10a) |
| 3 | 単価 (市場)                          | 6 | 想定地域             |
|   | 幸水 540円/kg 豊水 490円/kg            |   | 一宮町全域            |
|   | あきづき 500円/kg 新高 250円/kg          |   |                  |

〔個別経営体〕

営農類型	規 模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
施設 花き専作 (鉢物)	ハウス 3,800 m <sup>2</sup>  労働力 家族2名 (主たる従 業者1名) 雇用2名	所得 523万円  労働時間 6,300時間  家族労働 4,000時間	[資本整備] ・鉄骨ハウス ・暖房機 ・冷蔵庫 ・パソコン (共同利用) ・自動式防除機  [技術内容] ・生産性の高い品 種の採用 ・耐病性品種の採 用 ・品種に応じた裁 培管理 ・作業の省力化、 標準化	・契約生産・販売 ・販売方法の検討 ・生産と販売の分離 ・施設の団地化 ・パソコンによる経 営管理 ・管理日誌の記帳活 用 ・家族経営協定の締 結	・休憩室の充実 ・雇用条件及び福利 厚生 ・各種保険の加入 ・常雇パートの導入 ・部門分担制の採用

【算定根拠】

$$\begin{array}{rcl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} \\ \hline 2,274 \text{万円} & & 1,751 \text{万円} \\ & = & \text{農業所得} \\ & & \hline & & 523 \text{万円} \end{array}$$

- |                               |                               |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 1 品 種 (作型)<br>鉢 物 (シクラメン等)    | 6 単位規模当たりの労働時間<br>1,400時間/10a |
| 2 規 模<br>3,800 m <sup>2</sup> | 7 一時間当たりの雇用労賃<br>1,000円       |
| 3 生産量<br>8,200鉢/10a           | 8 想定地域<br>一宮町全域               |
| 4 単 価<br>730円/鉢               |                               |
| 5 所得率<br>23%                  |                               |

〔個別経営体〕

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
観光農業 (イチゴ)	ハウス 2,200 m <sup>2</sup> (育苗ハウス 200 m <sup>2</sup> 含)  労働力 家族3名 (主たる従業者 1名)	所得 580万円  労働時間 3,638時間  家族労働 3人	〔資本設備〕 ・ハウス ・トラクター ・防除機 ・畦上げ機 ・作業場、倉庫 ・灌水設備 ・育苗ハウス ・パソコン ・休憩所 ・暖房機 ・予冷库 ・直売所  〔技術内容〕 ・土壌分析による 合理的な施肥 ・適期定植による収 量確保 ・品種特性に合わせ た栽培管理 ・天敵利用による防 除	・パソコン活用に よる労務管理 ・接客、販売促進 技術の習得 ・家族経営協定の 締結	
【算定根拠】					
<p style="text-align: center;">           農業粗収益            −            農業経営費            =            農業所得  <u>1,260万円</u>                            <u>680万円</u>                            <u>580万円</u> </p>					
1	品目及び規模 いちご 2,000m <sup>2</sup>			6	一時間当たりの雇用労賃 なし
2	生産量 7,000kg(≒3,500kg/10a)			7	借入地面積 0a
3	単価(入園料) 1,800円/人 (一人当たり平均消費量1kg+直売)			8	10a当たり地代 —
4	所得率 46%			9	想定地域 一宮町全域
5	単位面積当たりの労働時間 1,399時間/10a				

〔個別経営体〕

営農類型	規 模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
酪農専業	乳牛 経産牛 26頭 育成牛 12頭  飼料生産 延面積 3.1ha  家族労働 2人 (主たる従業者1名) 雇用労働 0.5人	所得 521万円  労働時間 3,843時間	〔資本設備〕 ・(共)自給飼料生産 機械 ・(共)トラクター 45・80ps ・(共) プラウ、ロータリー ・(共) マニユアスプレッダ ・(共)コンハーベスター ・(共)モアコン ・(共)ベレー ・(共)ラッピングマシン ・ゲローブ ・コンプリートフィーダー ・牛舎、堆肥舎 ・発酵処理施設  〔技術内容〕 ・頭数規模に応じた タリストール方式 及びFS、FB方式の 採用 ・TMR 給与 ・発酵飼料の活用 ・牛群検定の利用 ・性判別精液の活用 ・稲 WCS、飼料米利用 ・カコンフォートの採用	・飼養衛生管理基準 の遵守 ・自給飼料生産機械 の共同利用 ・自給飼料基盤の団 地化及び水田利活 用 ・作業の外部化 (預託牧場、コントラク ト、TMR センター) ・耕畜連携等による 稲 WCS、飼料米、 堆肥利用の促進 ・家族経営協定の締 結	・ヘルパーの活用 ・教育ファームの推進

【算定根拠】

$$\begin{array}{rcl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} \\ \hline 2,608 \text{万円} & & 2,087 \text{万円} \\ & = & \text{農業所得} \\ & & \hline & & 521 \text{万円} \end{array}$$

1 品 目	酪農専業 (乳牛)	5 所得率	20%
2 規 模	経産牛 26頭 育成牛 12頭	6 労働時間	経産牛1頭当たり129時間
3 生産量	経産牛1頭当たり8,800kg		
4 単 価	乳価114円/kg		

一宮町における農業経営の規模、生産方式、  
経営管理の方法、農業従事の態様等に関する  
営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうと  
する青年等が目標とすべき農業経営の指標

( 営 農 類 型 )

## 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事

の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

- 現に一宮町で展開されている経営事例を踏まえ、第1で示した所得目標の達成を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とする農業経営の指標として、一宮町における主要な営農類型を例示すると以下のとおり。

なお、例示は、新たに農地を確保して就農する場合や親の経営から独立した新たな部門を起こす場合を想定している。

組織形態	営農類型
個別経営体	水稻専作 施設野菜専作（トマト） 施設野菜専作（トマト+メロン） 施設野菜（トマト+キュウリ）+水稻 果樹専作（梨） 施設花き専作（鉢物） 観光農業（イチゴ） 酪農専業

〔個別経営体〕

営農類型	規 模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
水稻専作	水田 10.0ha うち自作地 0a うち借入地 10.0ha  労働力 本人 1名 (主たる従業者 1名) 補助 1名	所得 270 万円  労働時間 1,630 時間	〔資本整備〕 トラクター 45ps 1台 側条施肥田植機 6条 1台 コンバイン 4条 1台 畦塗機、代かきハロー 乾燥調整施設 トラック 1台 軽トラック 2台 フォークリフト 播種機、育苗機 パイプハウス 作業舎、格納庫 〔技術内容〕 ・移植栽培 ・省力技術、スマート農業機械類導入 ・収穫期間1ヶ月間の計画的な作付	・長期間安定借地 ・圃場の集約化 ・省力技術の導入 ・圃場管理システム等のスマート農業の実践 ・パソコンなどの活用による経営・労務管理 ・家族経営協定の締結	・計画的な休息、休日 ・各種保険加入 ・雇用導入

【算定根拠】

$$\begin{array}{rcl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} \\ \hline 1,080 \text{万円} & & 810 \text{万円} \\ & = & \text{農業所得} \\ & & \hline & & 270 \text{万円} \end{array}$$

- |   |                      |   |              |
|---|----------------------|---|--------------|
| 1 | 品種及び規模 (主食用米+飼料用米生産) | 5 | 単位規模当たりの労働時間 |
|   | ふさおとめ 5.0ha          |   | 16.3時間       |
|   | ふさこがね 5.0ha          |   |              |
|   |                      | 6 | 一時間当たり雇用労賃   |
|   |                      |   | 1,100円       |
| 2 | 生産量                  | 7 | 借入地面積        |
|   | 主食用米: 540kg/10a      |   | 10.0ha       |
| 3 | 単 価                  | 8 | 10a 当たり地代    |
|   | 主食用米: 200円/kg        |   | 10,800円      |
| 4 | 所得率                  | 9 | 想定地域         |
|   | 25.0%                |   | 一宮町全域        |

〔個別経営体〕

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
施設野菜 専作 (トマト)	ハウス 2,000 m <sup>2</sup>  労働力 家族2人 (主たる従 業者1名)	所得 281万円  労働時間 3,788時間	〔資本整備〕 ・ハウス ・暖房設備 ・循環扇設備 ・養液栽培システム ・防除機 ・防虫ネット ・パソコン ・育苗ハウス 〔技術内容〕 ・虫媒授粉による交配 ・環境に応じた培養液のコントロール ・パソコンによる複合環境制御と省力化	・生産履歴の記帳及びGAPへの取組 ・パソコン活用による経営管理 ・共同選果施設の利用 ・機械選果による省力化	・作業強度の軽減 ・各種保険の加入 ・休日の確保

【算定根拠】

$$\begin{array}{rcl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} \\ \underline{978\text{万円}} & & \underline{697\text{万円}} \\ & = & \text{農業所得} \\ & & \underline{281\text{万円}} \end{array}$$

1 品目（作型）及び規模	5 単位面積当たりの労働時間
半促成トマト 2,000 m <sup>2</sup>	1,299時間/10a
抑制トマト 2,000 m <sup>2</sup>	595時間/10a
2 生産量	6 一時間当たりの雇用労賃
半促成トマト 24,300kg (≒12,150kg/10a)	なし
抑制トマト 13,500kg (≒6,750kg/10a)	7 借地面積
3 単価	0a
半促成トマト 250円/kg	8 10a当たり地代
抑制トマト 275円/kg	—
4 所得率	
半促成トマト 28%	
抑制トマト 30%	



〔個別経営体〕

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
施設野菜 (トマト+メロン)	ハウス 2,300㎡  労働力 本人1名 (主たる従業者1名) 補助1名	所得 280万円  労働時間 3,600時間	〔資本整備〕 ・ガラス温室 ・トラクター ・防除機 (以上は賃借又は中古品購入) ・防虫ネット ・パソコン  〔技術内容〕 ・虫媒授粉による交配 ・育苗センターの利用 ・土壌分析による合理的な施肥	・共同選果施設の利用 ・パソコン活用による経営管理 ・家族経営協定の締結	・作業強度の軽減 ・各種保険の加入 ・雇用パートの導入 ・休日の確保

【算定根拠】

$$\begin{array}{rcl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} \\ \underline{958\text{万円}} & & \underline{678\text{万円}} \\ & & = \text{農業所得} \\ & & \underline{280\text{万円}} \end{array}$$

1 品目(作型)		6 単位規模当たりの労働時間
トマト(越冬)		トマト(越冬) 880時間/10a
メロン(半促成)		メロン(半促成) 685時間/10a
2 規模		7 一時間当たりの雇用労賃
トマト(越冬) 2,300㎡		1,100円
メロン(半促成) 2,300㎡		
3 生産量		
トマト(越冬) 15,732kg (6,840kg/10a)		
メロン(半促成) 6,003kg (2,610kg/10a)		
4 単価		
トマト(越冬) 380円/kg		
メロン(半促成) 600円/kg		
5 所得率		
トマト(越冬) 30%		
メロン(半促成) 28%		

〔個別経営体〕

営農類型	規 模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
施設野菜 (トマト +キュウ リ)+水 稲	ハウス 1,800 m <sup>2</sup> 水稲 1ha 労働力 本人1名 (主たる従 業者1名) 補助1名	所得 275万円  労働時間 2,991時間	〔資本整備〕 ・硬質プラスチック ハウス ・トラクター ・田植え機 ・防除機 (以上は賃借又は中 古品購入) ・作業場 ・パソコン 〔技術内容〕 ・虫媒授粉による交配 ・育苗センターの利用 ・土壌分析による合 理的な施肥 ・ライスセンター利用	・共同選果施設の利 用 ・パソコン活用によ る経営管理 ・刈取り等を委託	・作業強度の軽減 ・各種保険の加入 ・雇用パートの導入 ・休日の確保

【算定根拠】

	農業粗収益	－	農業経営費	=	農業所得
	786万円		511万円		275万円
1 品 目 (作型)				6 単位規模当たりの労働時間	
トマト (半促成)				トマト (半促成)	1000時間/10a
キュウリ (抑制)				キュウリ (抑制)	685時間/10a
水稲				水稲	16.3時間/10a
2 規 模				7 一時間当たりの雇用労賃	
トマト (半促成)	1,800 m <sup>2</sup>				1,100円
キュウリ (抑制)	1,500 m <sup>2</sup>				
水稲	1ha				
3 生産量					
トマト (半促成)		19,440kg	(10,800kg/10a)		
キュウリ (抑制)		6,075kg	(4,050kg/10a)		
水稲		4,980kg	(498kg/10a)		
4 単 価					
トマト (半促成)		250円/kg			
キュウリ (抑制)		330円/kg			
水稲		200円/kg			
5 所得率					
トマト (半促成)		35%			
キュウリ (抑制)		40%			
水稲		25%			

〔個別経営体〕

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
果樹専作 (梨)	露地 60a  労働力 本人1名 (主たる従業者1名)	所得 276万円  労働時間 1,496時間	〔資本整備〕 トラクター (アタッチメント) ロータリー 肥料散布機 スピードスプレーヤー 乗用草刈機  なし棚 多目的防災網 収穫台車 トラック (軽、普通1t) 倉庫、開葯器 葯採取機 花粉精選機  〔技術内容〕 ・花芽摘除、摘蕾、 摘花、人工授粉、 早期摘果 ・適正な新梢管理 夏期管理 ・土壌改良と地力向上 ・省力的樹形	生産管理 ・適期適正管理 ・省力化 ・家族経営協定の締結	

【算定根拠】

$$\begin{array}{rcl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} \\ \hline 614 \text{万円} & & 338 \text{万円} \\ & = & \text{農業所得} \\ & & \hline & & 276 \text{万円} \end{array}$$

- |   |                               |   |                              |
|---|-------------------------------|---|------------------------------|
| 1 | 品種構成及び規模 (成園 80a)             | 4 | 所得率                          |
|   | 幸水 40a 豊水 20a                 |   | 45%                          |
| 2 | 生産量                           | 5 | 単位面積当たりの労働時間                 |
|   | 幸水 1,800kg/10a 豊水 2,300kg/10a |   | 246時間/10a<br>(うち家族246時間/10a) |
| 3 | 単価 (市場)                       | 6 | 想定地域                         |
|   | 幸水 540円/kg 豊水 490円/kg         |   | 一宮町全域                        |

〔個別経営体〕

営農類型	規 模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
施設 花き専作 (鉢物)	ハウス 2,160 m <sup>2</sup>  労働力 本人1名 (主たる従業者1名) 補助1名	所得 270万円  労働時間 3,024時間	〔資本整備〕 ・鉄骨ハウス ・暖房機 ・冷蔵庫 ・パソコン (共同利用) ・自動式防除機  〔技術内容〕 ・生産性の高い品種の採用 ・耐病性品種の採用 ・品種に応じた栽培管理 ・作業の省力化、標準化	・契約生産・販売 ・生産と販売の分離 ・施設の団地化 ・パソコンによる経営管理 ・管理日誌の記帳活用	・各種保険の加入 ・雇用パートの導入

【算定根拠】

$$\begin{array}{rcl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} \\ \underline{1,164 \text{万円}} & & \underline{894 \text{万円}} \\ & & = \text{農業所得} \\ & & \underline{270 \text{万円}} \end{array}$$

- |                               |                              |
|-------------------------------|------------------------------|
| 1 品 種 (作型)<br>鉢 物 (シクラメン等)    | 6 単位規模当たりの労働時間<br>1400時間/10a |
| 2 規 模<br>2,160 m <sup>2</sup> | 7 一時間当たりの雇用労賃<br>1,000円      |
| 3 生産量<br>7,380 鉢/10a          | 8 想定地域<br>一宮町全域              |
| 4 単 価<br>730円/鉢               |                              |
| 5 所得率<br>23%                  |                              |

〔個別経営体〕

営農類型	規 模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
観光農業 (イチゴ)	ハウス 1,100 m <sup>2</sup> (育苗ハウス 100 m <sup>2</sup> 含)  労働力 本人1名 (主たる従業 者1名) 臨時雇用 1人	所得 289万円  労働時間 1,538時間	〔資本設備〕 ・ハウス ・トラクター ・防除機 ・畦上げ機 ・作業場、倉庫 ・灌水設備 ・育苗ハウス ・パソコン ・休憩所 ・暖房機 ・予冷库 ・直売所  〔技術内容〕 ・土壌分析による合理的な施肥 ・適期定植による収量確保 ・品種特性に合わせた栽培管理 ・天敵利用による防除	・パソコン活用による経営管理 ・接客、販売促進技術の習得	

【算定根拠】

$$\begin{array}{rcl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} \\ \underline{819\text{万円}} & & \underline{530\text{万円}} \\ & = & \underline{289\text{万円}} \end{array} \quad \text{農業所得}$$

- |  |                     |
|--|---------------------|
| 1 品目及び規模<br>いちご 1,000m <sup>2</sup>            | 6 一時間当たりの雇用労賃<br>なし |
| 2 生産量<br>3,500kg(≒3,500kg/10a)                 | 7 借入地面積<br>0a       |
| 3 単 価 (入園料)<br>1,800円/人<br>(一人当たり平均消費量 1kg+直売) | 8 10a 当たり地代<br>—    |
| 4 所得率<br>46%                                   | 9 想定地域<br>一宮町全域     |
| 5 単位面積当たりの労働時間<br>1,399時間/10a                  |                     |

〔個別経営体〕

営農類型	規模	所得及び労働時間	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様	
酪農専業	乳牛 経産牛 15頭 育成牛 6頭  飼料生産 延面積 1.6ha  労働力 本人1人 (主たる従業者1名)	所得 273万円  労働時間 1,986時間	〔資本設備〕 ・(共)自給飼料生産機械 ・(共)トラクター 45・80ps ・(共)プラウ、ロータリー ・(共)マニュアルレタダ ・(共)コンハーベスター ・(共)モアコン ・(共)ベレー ・(共)ラッピングマシン ・ゲローブ ・コンプリートフィーダー ・牛舎、堆肥舎 ・発酵処理施設  〔技術内容〕 ・頭数規模に応じた タレストール方式 及びFS、FB方式の 採用 ・TMR給与 ・発酵飼料の活用 ・牛群検定の利用 ・性判別精液の活用 ・稲WCS、飼料米利用 ・カウコンフォートの採用	・飼養衛生管理基準 の遵守 ・自給飼料生産機械 の共同利用 ・自給飼料基盤の団 地化及び水田利活 用 ・作業の外部化 (預託牧場、コントラク ト、TMRセンター) ・耕畜連携等による 稲WCS、飼料米、 堆肥利用の促進	・ヘルパーの活用 ・教育ファームの推進	
【算定根拠】						
		農業粗収益	－	農業経営費	=	農業所得
		1,368万円		1,095万円		273万円
1 品目	酪農専業(乳牛)			5 所得率		20%
2 規模	経産牛 15頭 育成牛 6頭			6 労働時間		経産牛1頭当たり129時間
3 生産量	経産牛1頭当たり8,000kg					
4 単価	乳価114円/kg					

### 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

#### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町では水稻を中心にネギなどの農畜産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、長生農業事務所や千葉県農業者総合支援センターをはじめ、県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。

加えて町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

#### 2 市町村が主体的に行う取組

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、長生農業事務所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、町が主体となって、長生農業事務所、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体と連携することにより、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制の構築を目指す。

加えて、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### 3 関係機関の連携・役割分担の考え方

町は、長生農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター等の関係機関と緊密な連携をとり、就農相談対応や人材確保に係る支援を行います。また、就農希望者の営農計画作成に対する支援を行います。

就農希望者等の受入について、関係機関と連携した体制を構築するとともに、生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等をサポートします。

農業委員会は、農業委員や農地利用最適化推進委員と連携し、就農希望者への農地等の情報提供を行います。

農業協同組合は、就農希望者等の作物ごとの営農技術等の指導を行うとともに、必要に応じて農業機械の貸与など必要なサポートを行います。

長生農業事務所は担い手の育成に向けて、普及指導員による指導に加え、各種の研修会等の実施や専門家派遣による個別支援などを行います。

個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり・コミュニケーションづくりを行います。

### 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

町は、長生農業独立支援センターと連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、長生農業事務所へ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努める。さらに、新たに



農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう長生農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

## 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用

### の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

#### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

一宮町の農業の持続的な発展を目指す上で、農業生産の基盤である農用地をいかに保全確保していくかは、重要な施策課題のひとつである。

そのためにも、優良農地を集団的に保全するという方針の下に無秩序な土地利用を防止する一方で、意欲と能力のある経営感覚に優れた担い手、すなわち第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者（個別経営体・組織経営体）に農用地の利用集積を進めていく事が必要になる。

これらの経営体に対する農用地の利用集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

#### ○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

地 域	予想農用地面積 (A)	利用集積の 目標面積 (B)	目標シェア $B/A \times 100$	利用権設定 等面積
一宮町全域	550.0ha	165.0ha	30%	66.0ha

#### ○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

地域における農業生産の取組方向に則し、地域の実情に応じて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の面的集積を優先して行うことを推進し、農業経営の改善を図る。

#### ○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集約についての目標

町内において作成される地域計画の実現に向けて、担い手間の調整やほ場整備等を行い、農地中間管理機構を軸としながら、県、一宮町、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図る。

・効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標には、基幹的作業（水稲については耕起・代かき・田植え・収穫、その他作物については耕起・播種・収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。

・目標年次はおおむね10年後とする。

・利用権設定等面積には、機構から借り受けた面積も含む

## 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

一宮町の平坦部においては水稲を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、一宮町の山間部では、果樹を主体とする土地利用型農業が盛んだが、平坦部と同様の状況である。

### (2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用ビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地がでてくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するためあっせん等の実施を図っていく。

### (3) 関係団体等との連携体制

一宮町では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

一宮町は千葉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、一宮町農業の地域特性、すなわち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえながら、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

一宮町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- ⑦ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえて、それぞれの地域で重点的に実施するものとする。

平坦部の原地区においては、今後、経営体育成基盤整備事業の実施が進められる見込みなので、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、農地中間管理事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連坦的な条件下で効率的な生産が行なえるよう努める。

さらに、一宮町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

## 1 第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

### (1) 第18条第1項の協議の場の設置方法

#### ①協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である稲作の農繁期を除いて設置する。

#### ②開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、一宮町の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

#### ③参加者

農業者、一宮町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の支部員、土地改良区、千葉県、その他の関係者とする。

#### ④協議すべき事項

協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

#### ⑤相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農政課に設置する。

### (2) 第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設置することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全を図る。

### (3) その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

本町は、地域計画の策定に当たって、千葉県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

## 2 利用権設定等促進事業に関する事項

### (1) 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。
- ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（エ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、（ア）及び（エ）に掲げる要件のすべて）を備えること。
- （ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- （イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- （ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められ
- （エ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（ウ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を所得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あつせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができるものと認められること。
- ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又は、その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用

権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金（以下「農業者年金基金」という。）が利用権の設定等を受ける場合若しくは第7条に規定する農地中間管理機構の特例事業を行う農地中間管理機構又は農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下「政令」という。）第3条で定める者を除く。）は次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア その者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 一宮町への確約書の提出や一宮町との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分及び株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法、その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分及び株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 一宮町は、開発して農用地又は農業施設用地とする事が適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から開発を伴う場合の措置（開発事業計画書）「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」と言う。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 一宮町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続を進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に伴って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 一宮町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

- ② 一宮町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。



る。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（5）要請及び申出

- ① 一宮町農業委員会は、農業経営基盤強化促進法第12条第1項による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、一宮町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 一宮町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、（4）の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

（6）農用地利用集積計画の作成

- ① 一宮町は、（5）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 一宮町は、（5）の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案

して農用地利用集積計画を定めるものとする。

- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、一宮町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 一宮町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### （７）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、（１）の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（（１）の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む）始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される

持分を含む。)及びその支払(持分の付与を含む。)の方法、その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当するものである場合には、次に掲げる事項

ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

(7) 農用地を明け渡す際の現状回復の義務を負う者

(イ) 現状回復の費用の負担者

(ウ) 現状回復がされないときの損害賠償の取決め

(エ) 賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

一宮町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並び当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その残存期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得られていれば足りるものとする。

(9) 公告

一宮町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①

から⑥までに掲げる事項を一宮町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

一宮町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が制定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

一宮町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 一宮町の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 一宮町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を

適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

- ③ 一宮町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を一宮町の公報に記載することその他所定の手段により公告する。
  - ④ 一宮町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。
  - ⑤ 一宮町農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の所有者に対しての当該農用地についての権利の設定のあつせん等（農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業の実施等）の働きかけ等を行う。
- 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- (1) 農用地利用改善事業の実施の促進
    - 一宮町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。
  - (2) 区域の基準
    - 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。
  - (3) 農用地利用改善事業の内容
    - 農用地利用改善計画事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。
  - (4) 農用地利用規程の内容
    - ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる

事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化、その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担、その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

#### (5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき農業経営基盤強化促進法第23条第1項に規定する要件を備えるものは基本要綱様式第4号の認定申請書を一宮町に提出して、農用地利用規程について一宮町の認定を受けることができる。
- ② 一宮町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該等するときは、法第23条第1項の認定をする。
  - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
  - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
  - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
  - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実地する見込みが確実であること。
  - オ 実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
- ③ 一宮町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を一宮町の掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、その他の政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規程により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 一宮町は、②に規程する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規定の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規程する事項が定められている農用地利用規定（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために特に必要があると認められるときには、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 一宮町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 一宮町は(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、長生農業事務所、農業協同組合、農地中間管理機構（公益社団法人千葉県園芸協会）等の指導、助言を求めてきたときは、地域担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。



4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

一宮町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせん促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るための農作業の受委託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農作業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託の斡旋窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

一宮町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に算入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人

経営等での実践的研修等の保有農地を利用した実践的研修担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

## 6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

一宮町は、1から5に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

ア 一宮町は土地改良区と連携し、安定した農業生産に取り組めるよう、農業用施設の維持管理に努める。また、農業用施設が被災し、機能が損なわれた場合には災害復旧事業を活用し、速やかに機能回復に努める。

イ ため池は農業農村整備事業等を活用し、漏水の遮断対策や老朽化による取水施設などの改修を順次進め、貯水量の確保と取水操作の利便性向上を図り、農業用水の安定的な供給に努める。

ウ 農地の湛水防除施設として作られた排水機場は築後約40年が経過し、機器の老朽が激しいことから、土地改良施設維持管理適正化事業により、ディーゼルエンジンのオーバーホールや電気設備の改修を行い、機能維持と耐用年数の延命を図り、災害から農産物を守り、農業経営の安定に繋げる。

更に、突然の豪雨にも迅速に対応できるような施設改修に取り組み、農地と共に地域住民の生活環境の保全に努める。

エ 一宮町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

オ 一宮町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

### (2) 推進体制等

#### ① 事業推進体制等

一宮町は、農業委員会、農業事務所、農業協同組合、土地改良区、農用

地利用改善団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及び経営を含む者等への農地の集約化等に関する将来方針を作成する「地域計画」の策定を推進する。

## ② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、地域担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、一宮町は、このような協力の推進に配慮する。

## 7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の3(2)に掲げる目標と長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

#### ア 受入環境の整備

県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体や長生農業事務所、農業協同組合などと連携しながら、就農相談に応じ、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報の提供を行う。また、町内の先進農家等と連携して、高校や大学等から研修やインターンシップの受入れを行う。

#### イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

#### ア 農業者に関する情報の提供と一貫した指導支援

一宮町が主体となって千葉県立農業大学校や長生農業事務所、地域連携推進員、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後の状況等を共有しながら、巡回指

導の他、必要に応じて面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、農家組合への参加を促すとともに、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。また、地域の直売所等の紹介、出荷のアドバイスをを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

長生農業事務所による長生地域直売ネットワークへの加入の仲介及び当該ネットワークの交流の促進、長生農業協同組合が運営する直売施設グリーンウエーブ長生直売所への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研究等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、就農準備資金・経営開始資金や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効率的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については、県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体、技術や経営ノウハウについての習得については千葉県立農業大学校等、就農後の経営指導等フォローアップについては長生農業事務所、農業協同組合、一宮町認定農業者や指導農業士等、地域連携推進員、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

1. この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。

別紙 1 (第 5 の 2 (1) ⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等（その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その政令で定める者を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受けた土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件をそなえている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社等（農地法施行令第 2 条第 2 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適正な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権に設定等を受ける場合・・・耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適正な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適正な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合・・・（その土地を効率的に利用することができるものと認められること。）

(2) 農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合  
・・・その土地を有効的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができるものと認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合  
・・・その土地を有効的に利用できると認められること。

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業  
（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法  
施行令（昭和36年政令第346号）第1条第5号、第7号若しくは第8  
号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場  
合・・・その土地を有効的に利用できると認められること。

別紙2 (第5の2 (2) 関係)

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②賃借の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年(農業者年金制度関連の場合は10年)開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適正と認められる期間その他利用目的に応じて適正と認められる一定の期間とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないことと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができ。</p> <p>2 存続期間は、移転される利用権の存続期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期</p>	<p>1 農用地については、「農地法第52条規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の賃借の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のものでも定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するよう定められるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、貸借人の指定する農業協同組合等の金融機関の講座に振り込むことにより、その他の場合は、貸借人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のものでも定められた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を行行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益比について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価格について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき一宮町が認</p>

<p>間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>る。</p>		<p>定した額をその費やした金額又は増価格とする旨を定めるものとする。</p>
---	-----------	--	---

II 混牧林地又はIの③（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借）による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②賃借の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>Iの①に同じ</p>	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の貸賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	<p>Iの③に同じ</p>	<p>Iの④に同じ</p>



Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び  
収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間（又は残存期間） Iの①に同じ	②賃借の算定基準 1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受委託費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	③ 借賃の支払方法 Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「貸人」とあるのは「受託者（損失がある場合には、受託者という。）と読み替えるものとする。	④ 有益費の償還 Iの④に同じ
-------------------------	---	---	--------------------

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準 土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に変わるべき農地の所有権を所得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	②対価の支払方法 農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	③所有権の移転の時期 農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないうちは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。
---	--	---